令和６年１０月●●日

▲▲▲事業所

書記　●●　●●

**令和6年度第2回　議事録（虐待対策検討委員会）**

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日時　令和６年１０月●●日（月）　午後1時00分～

場所　▲▲▲事業所

参加者　鈴木管理者、佐藤、田中、山田（書記）

内容　虐待と思われる事例が発生、具体的な対応（「利用者の保護」、「行政機関への報告」）について

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

１．虐待と思われる事例が発生（ケース・事例検討）

　今回、職員が利用者から「金銭を借りる」という事例が発生した。この事実の発覚は、「A利用者からB職員に金銭を貸した」旨の申告があったことによる。

　この事実を事業所として早急に本社コンプライアンス部門に連絡、指示に従う。本社と連携、事実確認を行い、本件は利用者に対する「経済的虐待」に該当するものと思料。よって、利用者の保護を図る趣旨から家族への連絡、行政機関への報告を行う。以後、行政機関と連携、指示に従い対応する。

２．従業員と利用者との関係で虐待となるような他にないか

　今回、１．に記載した虐待（経済的虐待）が発生した。今回、この虐待の恐れが発生した事実が早急に本社コンプライアンス部門に連絡が入ったことは良かった。

今後も虐待の類型①～⑤を基準とし、他に虐待が疑われるようなケースが発生した場合についても、先ず「本社コンプライアンス部門」に連絡を入れ、その指示に従うこと。

加えて、「利用者の保護」、「行政機関への報告」を早急に行うため、「時系列」に記載した記録を作成のことが必要である。記録作成にあたっては、虐待に対する「客観的事実」と「主観的意見」をしっかりと分けて作成のこと。

３．利用者に対する対応で問題がないか

　日々の利用者に対する介護サービスの中で、利用者に対する「言葉遣い」、「介護サービス」について、丁寧な対応が行われているかとの議論がなされた。こうした日々の利用者に対する対応に気配りが行われていないとサービス内容が雑になり、ひいては利用者に対する虐待に繋がる恐れがある。この部分は、事業運営の中で繰り返し、指導していく。

４．職員と従業員との相性が悪い場合の対応

　職員と利用者との相性が悪いと判断した場合、適宜担当を交代すること。こうした「相性が悪い」ような人間関係の悪化から虐待の原因が発生する場合がある。

５．事業所として、今行わなければならない義務を確認

　すでに「高齢者虐待防止措置未実施減算」が実施されているが、事業所として行わなければならない義務を確認した。

**※【重要】事業所として対応する事項（ア～エの4項目）**

ア　虐待の発生のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活

用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員の周知徹底を図ること

イ　虐待の防止のための指針を整備すること

ウ　従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

エ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

**ア　虐待対策検討委員会については、最低「年２回」実施**

・虐待の発生のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期開催

・当該委員会は「テレビ電話装置等」による活用可能

・議事録の作成、参加者名簿の作成

・当該委員会の内容を議事録等で職員に周知徹底を図る

今後、**「虐待対策検討委員会」と、「虐待防止研修」を「同日に開催」する**。

**ウ　虐待防止研修については、「年2回」実施**

　・従業員に対し虐待防止の研修を開催する

　・上記研修を定期的に実施する

　・研修資料の保管、参加者名簿の作成

【事業所としての今後の対応】

ア　委員会は年２回開催（次回は来年４月開催予定）

イ　虐待防止の指針の整備（作成完了）

ウ　虐待防止研修は年2回開催（次回は来年4月開催予定）

エ　担当者（佐藤管理者）

以上